

学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業 (大学における学校健診PHRの導入検証等)

報告書

令和6年3月22日(金)

株式会社ヘルステック研究所

ヘルステック 研究所

 HealthTech.Lab

事業の背景と経緯

背景	個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を把握・蓄積することにより、日常生活習慣の改善や必要に応じた受診、医療現場での円滑なコミュニケーション等に資することが期待されており、医療・健康政策の観点から、生涯にわたる個人の健康等情報を電子記録として把握する仕組み（PHR: Personal Health Record）の構築が求められている。
政府の全体方針	政府としても、PHRとして本人が検査結果等を確認し、自らの健康づくりに活用できる仕組みを整備することとしている。検査結果等については、PHRとして本人がマイナポータルを通じ情報を確認できる仕組みを整備することとしている。 ^{*1*2*3*4}
文部科学省の取り組み	政府のPHR推進の方針を受け、文部科学省では、学校における児童生徒等の健康診断について効率的・効果的なPHRの実現を目指し、令和元年度より本人や保護者が学校健診結果をマイナポータルで閲覧可能とする仕組み（学校健診PHR）の構築に取り組んできた。
本事業の位置づけ	これまでの事業成果 を踏まえつつ、本事業では、大学を対象に、学校健診PHRの導入に係る調査研究を行うとともに、大学における健診の実態を把握した上で、大学の健診データの標準化に向けた取組を行った。

*1: [経済財政運営と改革の基本方針2023について（令和5年6月16日閣議決定）](#)

*2: [成長戦略等のフォローアップ（令和5年6月16日）](#)

*3: [「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）](#)

*4: [「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日改定）](#)

事業概要と実施体制

①学校健診情報の閲覧に係る検証を行うとともに学校健診PHRの本格運用を見据えた検討を行いました。また、②大学の健診実態を把握するための調査を行い、調査結果を踏まえてデータ標準の案の確認を行いました。取り組むにあたっては、大学の保健管理等に係る知見を有する有識者からなる委員会を設置し、適宜有識者会議を実施して取り組みに対する評価や助言を得ながら進めました。

取り組み概要

協力団体

①学校健診情報の閲覧に係る検証と学校健診PHR導入に向けた検討

滋賀大学及び大阪大学の協力を得て、学生の学校健診情報を、既存の民間送達サービスを利用して、本人がマイナポータルで閲覧するための検証を行いました。検証等を通して大学が学校健診PHRを導入する際の課題を抽出し、解決策や対応方針を検討しました。また、仕組みの全体像や手続きの流れをまとめた資料を手引書の案として作成しました。

国立大学法人
大阪大学

国立大学法人
滋賀大学

日本郵便
株式会社

・基礎調査やヒアリングへの協力
・検証フィールドの提供

・基礎調査への協力や
検証に係る対応・助言
・MyPostサービスの提供

②大学の健診に係る実態調査とデータ標準の案の確認

大学における学校健診PHRの実現及び健診データの利活用を図るため、大学の健診実態を把握するための調査を行いました。当該調査結果を踏まえ、大学の健診に係る教育データ標準の案について妥当性等を確認しました。

公益社団法人
全国大学保健管理協会

全国の大学

・実態調査の設計・作成
・調査結果のとりまとめ

・実態調査への回答

有識者会議の運営による事業の推進

「大学における学校健診PHRの導入検証等に関する有識者委員会」*1を設置し、有識者会議を3回実施して事業の取り組みに対する評価・助言を得ながら、①及び②を推進しました。

一般社団法人
国立大学保健管理施設協議会

合同会社
beyondS

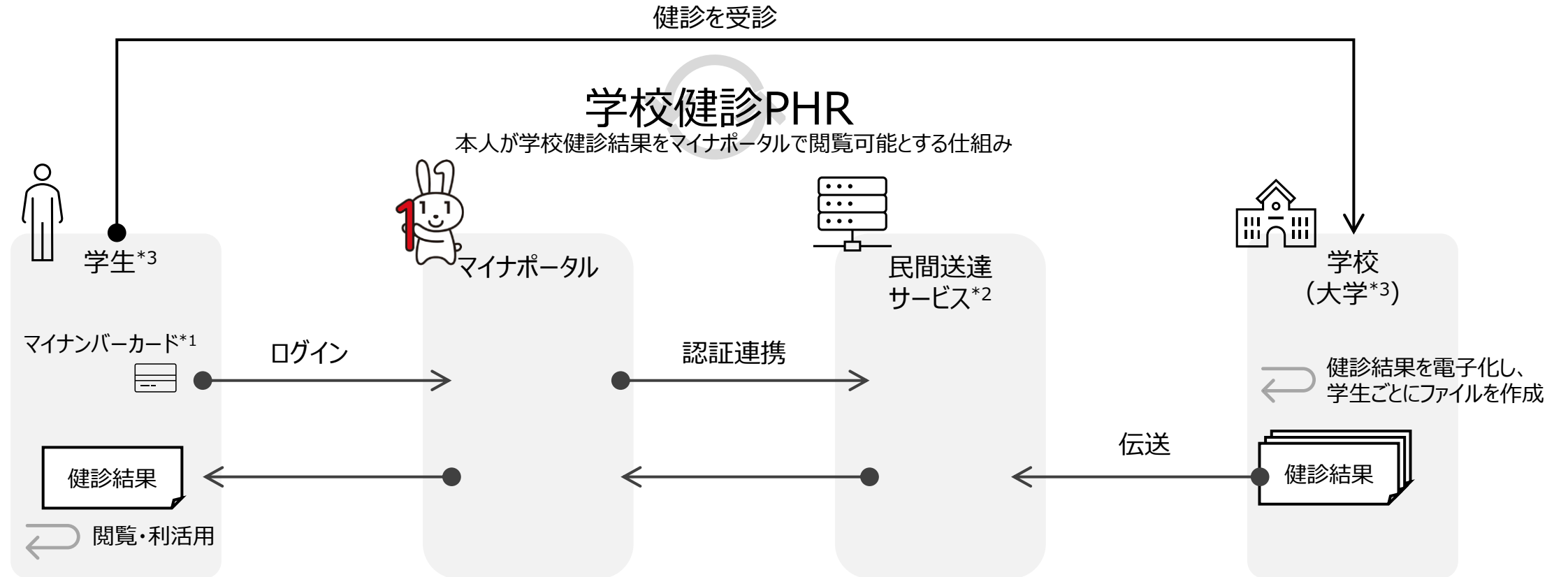
・有識者委員としての参加*1
・事業の取り組みに対する評価・助言
・有識者会議の運営

・技術観点からの助言
・検証や実態調査の設計等
・有識者会議の運営

*1: 主に「[健康情報標準化ガイドライン2025特別指定委員会](#)」の委員により構成されました。その他、小中高の保健領域や学校健診に精通している有識者にもご参画いただきました。

学校健診PHRの全体像

学生は自身のマイナポータルアカウントに民間送達サービスアカウントをつなぐ（認証連携）手続きを初回に行うことで、大学から民間送達サービスに伝送された健診結果をマイナポータルで閲覧します。



*1: 学校健診PHRの仕組みにおいてマイナンバーを用いることは想定していません。したがって、マイナンバー自体を大学関係者が取り扱うことはありません。閲覧するには学生本人はマイナンバーカードを用いてマイナポータルにログインする必要がありますが、本人認証においても、また内部的なデータの紐付けにおいても、仕組み全体を通してマイナンバーは利用しない想定です。

*2: 学校設置者となり得る国、地方公共団体、学校法人及び株式会社等が利用可能なサービスに限ります。令和6年3月現在、活用し得るサービスとしては、日本郵便株式会社が提供する「MyPost」及び株式会社野村総合研究所が提供する「e-私書箱」があります。

*3: 本事業においては大学を対象としました。

① 検証の概要

大阪大学と滋賀大学の御協力のもと検証を行い、仕組みとして学校健診結果を閲覧することが可能であることを確認しました。概要をご説明の上で実際に業務を担当していただき、ご所感や実運用を想定した場合の懸念等についてご意見をいただきました。



実施場所 国立大学法人 **大阪大学**
キャンパスライフ健康支援・相談センター 保健管理部門 吹田分室

国立大学法人 **滋賀大学**
保健管理センター

検証実施日時 令和5年12月6日(水) 13時00分~15時30分

令和5年12月7日(木) 10時00分~12時30分

事前調整 数回の打ち合わせを実施（10月4日、10月23日、11月29日）

数回の打ち合わせや現地での調査を実施（10月4日、10月27日）

参加者 山本陵平先生、実務ご担当者、システムご担当者

山本祐二所長、実務ご担当者、図書情報課ご担当者

健診の体制 内製（医学部や附属病院あり・保健管理システムあり・大規模・国立）

外注（医学部や附属病院なし・保健管理システムあり・中規模・国立）

民間送達サービス* MyPostの検証環境（日本郵便株式会社提供）

MyPostの検証環境（日本郵便株式会社提供）

① 検証の前提と実施内容

事前の打ち合わせ等で検討した結果、次の前提の下で検証を実施しました。

検証の前提条件

- MyPostを利用するために必要な諸手続き（業務フロー1,2,3）については弊社が代行して事前に準備しました。
- ダミー学生ごとのアカウントと健診結果ファイルは弊社で準備しました。
- MyPostの導入方式の設定として、「オプトインタイプ」は「タイプ1」*1、「オプトイン受付条件」は「本人確認レベル方式」の「氏名・住所確認済み」*2、「差出方式」は「方式1」*3を採用しました。
- 検討においては、検証作業で採用した設定に限らず、代行したフロー部分についてや他の方式の可能性についても検討しました。

*1: 基本的には申請の確認と承認を手動で対応することを前提とします。

*2: 日本郵便株式会社により氏名及び住所の確認が行われた利用者のみからの「健診結果等の受取開始申請」を受け付けます。

*3: 配信する際、差出用ZIPファイルを（差出人用MyPostの）Web画面からアップロードする方式です。

※マイナポータル及びMyPostについては検証環境を、マイナンバーカードはテストカードを、健診情報はダミーデータを利用しました。

作業を伴う業務の検証

- 学生からの健診結果の受取開始申請を受けて大学がこれを承認し、健診データの作成・アップロード等を経て、学生が閲覧するまでの一連の流れを、大学及び学生のそれぞれの立場からご担当の方に実際に作業していただきました。
- 併せて、学校健診PHRを導入し実際に運用することを想定した場合の具体的な検討を行いました。
方策は成立するか/ 実務負担が現実的か/ 学内部署との連携や学生の理解等必要と考えられる措置/ 懸念や留意点

事業全体に係る課題のヒアリング

公募要領に例示のある次の課題等についてもヒアリングを行いました。

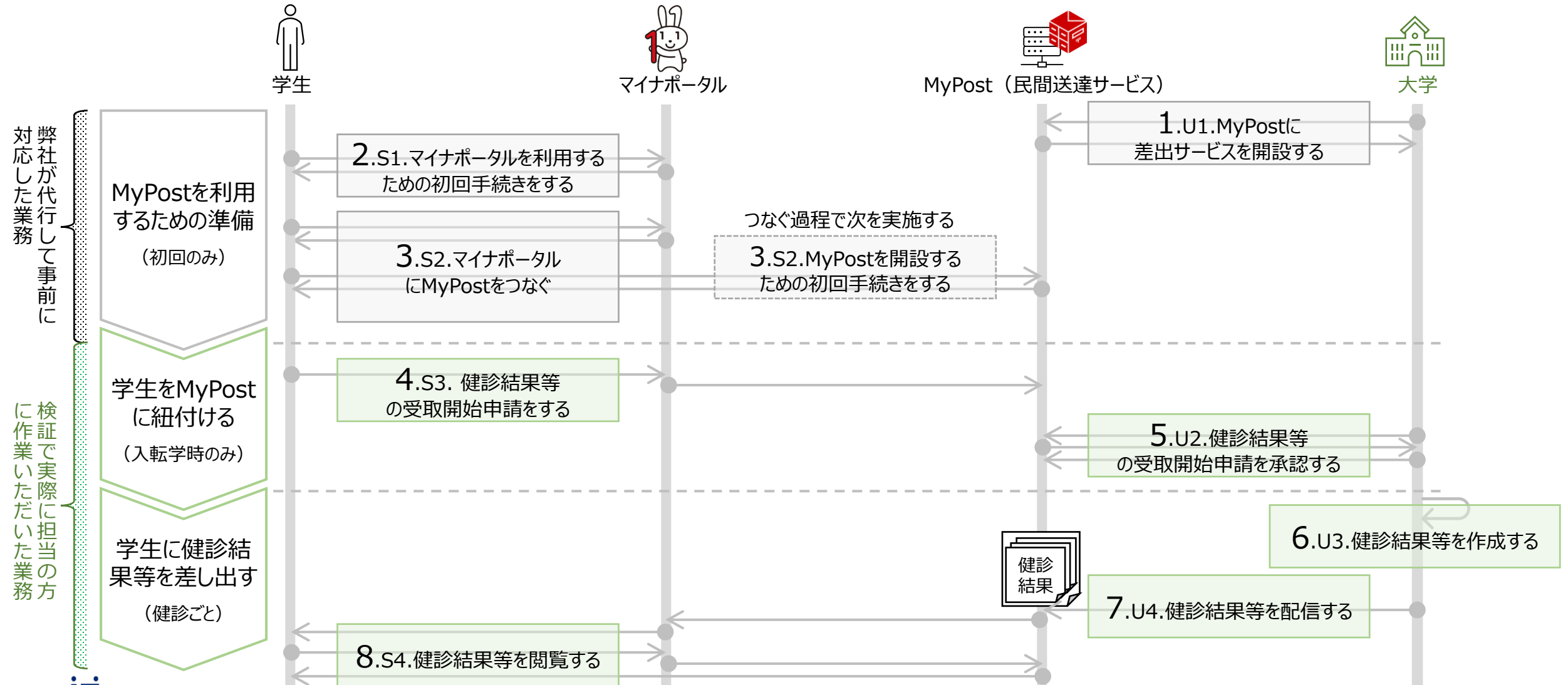
- ・ 導入費用（初期・運用）
- ・ 導入に伴う学校設置者及び学校の事務負担
- ・ 導入に係る学校内の関係職員及び学生への説明
- ・ 学校における運用の手順・方法（進学・転学時の対応、データ修正時の対応等）

検証当日の大まかな流れ

- ・ ご挨拶・概要のご説明・PC設置等（30分）
- ・ 検証及び意見交換（60分）
- ・ 事後ヒアリング（60分）

① 業務フローの全体像

学生の学校健診情報を、MyPost（民間送達サービス）を利用して、本人がマイナポータルで閲覧する流れは次の通りです。



弊社が代行して事前に
対応した業務

検証で実際に担当の方
に作業いただいた業務

① MyPostを利用した健診結果等の配信で大学に求められる主な技術的対応

MyPostを通じて健診結果を送付するには、「大学にある学生の健診結果」と「学生のMyPostアカウント情報」を紐付けた形で配信用「レター」（健診結果等）を作成する必要があります。

「MyPostアカウント」と「仮名ID」の紐付け	<p><u>「健診結果等の受取開始申請の承認」により、「学生のMyPostアカウント情報」に「学生に付与する仮名ID」を紐付けます。</u></p> <p>(1) 学生による「健診結果等の受取開始申請」を受けて、 (2) 大学がこれを承認・否認するかの判断を行い、 (3) その結果を、<u>承認した学生ごとに一意である識別子「仮名ID」を付与した上でMyPostに報告する。</u></p>
「仮名ID」と「健診結果等」の紐付け	<p><u>「仮名ID」に紐づけた形で「レター」（健診結果等）を作成することで、健診結果が当該学生のMyPostアカウントに届けられます。</u></p> <p>(4) 学生ごとに電子化された健診結果ファイルを作成し、 (5) MyPost指定のレイアウト（命名規則やファイル構成や配置等の様式）に則り、仮名IDに紐づけた形で配信ファイル一式を作成する。 <u>レイアウト要件としては例えば、それぞれの健診結果ファイルを学生に付与した仮名IDを名前とするフォルダに格納することがあります。</u></p>
検証で確認・検討したこと	<p>(3)の仮名IDの付与は、学籍番号や学生アカウントID等の既存の識別子を採用することで対応可能であることを確認しました。</p> <p>(4)の電子化及び(5)のMyPostレイアウトに則ったファイルの作成は、既存の仕組みを利用しながら対応可能であると考えられます。大学の健診体制やシステム状況等を踏まえて対応します。特に(3)(4)(5)における機械的な事務作業については、簡易なシステムツールによる対応等、一般的な業務効率化の範囲で対応することが可能であると考えられます。</p>

① 現場の声 その1

検証でのヒアリング等（実態調査での問い合わせや委員からのご意見を含む）を通して得られたご意見を整理しました。
また、そのご意見に対して想定される対応方針・留意点・補足を示しています。

	ご意見（ご所感・検討事項・留意点）	想定される対応方針・留意点・補足
導入	学校健診PHRの導入にあたっては、導入の是非から大学が責任を持って判断するものか。その場合、一般的な保健管理に留まらない多くの内容を含んでおり、どのようなことを検討すればいいのかが分からない。導入に向けた審査の観点や対応が悩ましい。	学校健診PHR自体は政府全体で定められた方針に則って、PHRを進めるものの一環である。導入や方策（通知様式や形式等）は大学ごとの判断ではあるが、文部科学省において、学校設置者及び学校を対象とした学校健診PHRの導入判断に資するようなマニュアルや学校健診PHRの取組への理解を促す周知資料等を作成中。検討、導入を進める際は、保健管理部門だけではなく学内の各所と連携して検討・対応していくことが必要となる。
導入	学校健診結果の電磁的方法による返却が既存の仕組み（学内ポータル等）で対応できている大学にとっては導入の動機に乏しいのではないか。	各種書類の自動発行機を不要とできるのであれば、費用対効果の観点から望ましいのではないかという意見もあり、保健管理だけで捉えるのではなく、大学の情報化の一環として全体視点の中で位置付け、検討することが重要。学生の立場からは、PHRの趣旨の通り、自身の健康等情報を電子記録として管理でき、転学した場合や卒業後にも書類を確認・活用できることは利点であり、そのための学生サービスという位置づけとしても捉えることが必要。
学生の負担	学校健診PHRにおいて大学が健診結果を返却するには、マイナポータル連携や健診結果等の受取開始申請等、学生による自発的な対応を前提とする仕組みであるが、学生による準備物（民間送達サービスアカウントやマイナンバーカード・署名用電子証明書等の取得等）・理解・手続き負担が大きい。	学生が学校健診PHRを知り、理解をし、行動に繋がられるような周知や説明が必要となる。文部科学省において、周知資料や閲覧方法のマニュアルを作成中。保健管理センター内にとどまらず、大学の各部署と連携して対応することが望ましいと考えられる。例えば、学内ポータル等の学校生活を送る上で利用する既存の枠組みの中で、周知や手続きができるようなことが考えられる。

① 現場の声 その2

	ご意見（ご所感・検討事項・留意点）	想定される対応方針・留意点・補足
大学の負担	<p>（検証で採用した方式では）承認と配信を手動で対応するには多くの工数やスキルが必要。間違いが生じる可能性が高く、その場合に適切な対応が取れるかも懸念。</p>	<p>大学の健診体制やシステム状況等を踏まえて、MyPostの機能と大学の既存の仕組みを活かして対応可能であると考えられる。機械的な事務作業部分は簡易なシステムツールによる対応等、一般的な業務効率化の範囲で対応することが可能であると考えられる。更に、大学の認証システムとMyPostシステムを連携する方式（タイプ2、タイプ3）でMyPostを導入する場合は、手動ではなくシステムで自動対応することも可能であり、運用における事務負担をより減らすことができる。</p>
運用方策（承認）	<p>学生による健診結果等の受取開始申請に対して、大学が承認する際の本人確認ルール策定と運用が難しいように思われる。</p>	<p>漏洩防止と実務負担抑制等の観点から承認に一定の判定ルールを定める必要がある。タイプ1（手作業）の場合は、日本郵便株式会社による本人確認を行った利用者からの申請のみを受け付ける方式とし、申請者一覧の情報から学籍番号及び生年月日等が一致するという条件で申請者をスクリーニングすることが考えられる。タイプ2、タイプ3（自動連携）の場合は、（本人が管理する）学内システムの学生アカウントによるログイン等を基に自動判定が可能。</p>
運用方策	<ul style="list-style-type: none">大学の業務（承認や配信等）は学生からの受取開始申請を起点として行われることから、学生個々の都合に都度対応するのは運用負荷が大きい。受診勧告をする学生に対しては健診結果を配付する前に、口頭での説明を必須とする大学がある。学生の健診情報（機微情報）を外部伝送することの是非。	<p>細かい運用ルールについては、既存の通知方法での運用実態や大学の保健管理ポリシーを踏まえて各大学が策定する。</p> <ul style="list-style-type: none">既存の運用方法を踏まえて、申請の期限や配信時期、いま在籍している学生が卒業後に依頼してきた場合の対応範囲、対象とする帳票等に関する運用ポリシーを定めて周知し、都度の対応や混乱が生じないような運用とする。マイナポータルへの配信が担うのは通知プロセス・手段のひとつであることを踏まえ、システムに留まらず大学の指針に則った通知を行う。健診情報の取り扱い（情報の分類基準と管理）の整理や情報セキュリティポリシーの確認・必要に応じた見直し等が考えられる。

② 調査の概要

大学における学校健診PHRの実現及び健診データの利活用を図るために、大学健診の実態を把握するための調査を行いました。

- 対象: 国内の全ての大学（短期大学や大学院を含む） 1,120校
- 方法・媒体: 文部科学省を通じて国内全ての大学1,120校に対してご案内メールを送付し、Webフォームを用いたアンケートを実施しました。
- 回答期間: 令和5年8月25日(金)～一次締切 令和5年9月14日(木)19時
- 得られた回答数: 730校（65.2%）から740件の回答を得ました。
- 関連資料:
 1. [児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂](#)
 2. [大学における健康診断・健康関連情報の標準化についてのガイドライン](#)
- 調査票: 文部科学省が作成した既存のものを活用して作成しました。
- 調査項目

第一章 <健康診断実施状況>

- 学校保健安全法施行規則第六条第一項に定めのある検査項目についての記録様式（学生に対しては除くことができるとされている検査項目については検査の実施有無も調査）
- 学生の入学前の健康診断結果の聴取について、聴取有無及び方法
- 問診票での聴取項目

第二章 <PHRに関する実態・課題>

- 健康診断の結果（情報）のデータ化や管理・利活用等の状況
- PHRに係る国の動きの認知や課題認識

※実施にあたっては、大学保健団体*や有識者委員会の協力を得て、調査の対象・項目・方法等について調査設計を行いました。

*[公益社団法人全国大学保健管理協会](#)及び[一般社団法人国立大学保健管理施設協議会](#)

大学における学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査

本調査は文部科学省「令和5年度 学校健康診断情報のPHRへの活用に関する調査研究事業（大学における学校健診PHRの導入検証等）」の一環として実施されるものであり、学校健診情報のPHR（パーソナルヘルスレコード）への活用実現に向けた課題抽出を目的としています。

小中高の学校健診情報のPHRでの活用に向け取得が検討されている内容、及び大学保健管理施設協議会の『大学における健康診断・健康関連情報の標準化についてのガイドライン』を参考に、現在貴学で実施されている学校健診の記録状況や様式について調査します。

今後、健診結果の報告形式を標準化し、PHRとして学生に還元する取り組みを進めるにあたり、重要な実態把握となりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※本調査におけるPHRとは「生涯にわたる個人の健康等情報を電子記録として把握する仕組み（PHR：Personal Health Record）」を意味します。

ご回答前に一度、[FAQ](#)をご確認いただければ幸いです。

ご回答上の留意点

- 「学生」の健康診断をご担当されている方がご回答ください。
- 貴学において「学生」に対して実施している健康診断を対象としてご回答ください。「教職員」等を対象とした健診は対象外です。特に断りのない限り、令和5年度に実施した学生の健康診断の状況についてお答えください。
- 回答必須項目（*付きの質問）についてはご回答いただきますようお願い申し上げます。例えば問2などの回答が任意の設問については、必ずしもご回答いただかなくても問題ありません。
- 回答期限：令和5年9月14日（木）19時
- 本調査に関わるお問い合わせ先

[株式会社ヘルステック研究所](#)

E-mail: survey@htech-lab.co.jp

住所（本社）：〒606-8307 京都市左京区吉田上阿達町17

住所（恵比寿ラボ）：〒150-0021

東京都渋谷区恵比寿西1-16-8 彰和ビル4階

（委託元:文部科学省）

ご多忙の折とは存じますが、何卒ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

② 調査の結果

多くの大学では学校健診PHRの導入が技術的には可能な状況にあると考えられます。学校健診PHRへの理解を促し、大学ごとの管理状況等に応じた具体的な導入方法を検討できるようなマニュアル等を示していくことが必要であると考えられます。

健診結果をデータ化している大学

- 次のことから、91.9%の大学では電子化された健診結果を入手し得る状態であると見込まれます。
- 健診結果を「データ化はしている」と答えた大学は回答740校のうち671校（90.7%）でした（問7-1）。
- 健診結果を「データ化はしていない」と答えた大学は回答740校のうち69校（9.3%）でしたが、そのうち9校（1.2%）については健診の外注先からCSVデータで健診結果が納品^{*1}されている、学生に対してメールで送信して結果を通知している、等の回答が見られたため、何かしらのデータ化はなされていると推測されます。
- 調査結果によると、少なくとも26.8%の大学では電子化された健診結果を通知する仕組みが運用されています。
- 主な通知方法として「学生自身がポータルサイトから入手する」（24.3%）もしくは「学生に対してメールで送信している」（3.5%）と答えた大学は198校（26.8%）でした（問7-4）。

健診結果をデータ化していない大学

- データ化していない大学は半数以上を在学生在が500名以下の小規模校が占めています。
- 健診結果を「データ化はしていない」と答えた69校の内、全てを外注^{*1}して健診を実施している大学は51校（全体の6.9%）でした。
- 健診結果をデータ化していない理由としては「導入コストに関する問題」（46.4%^{*2}）と「適切なツール・システムが不明」（44.9%^{*2}）が上位2つに挙げられました（問7-1-2）。

回答校全体 データ化していない大学

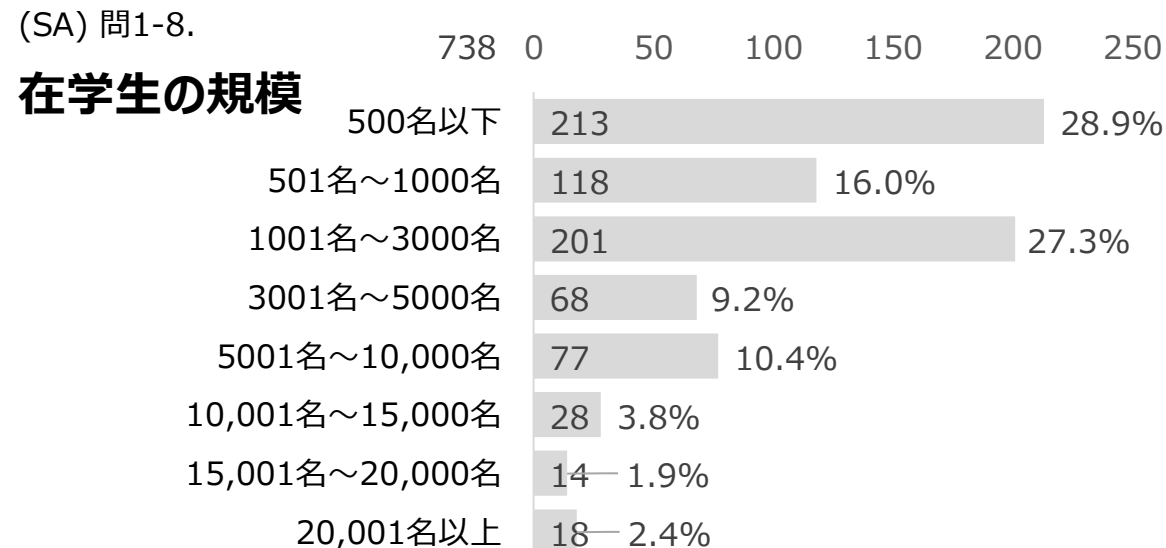
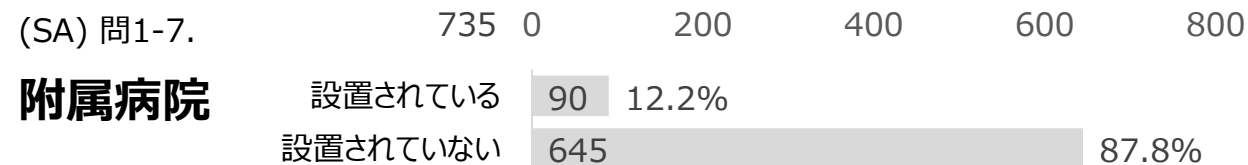
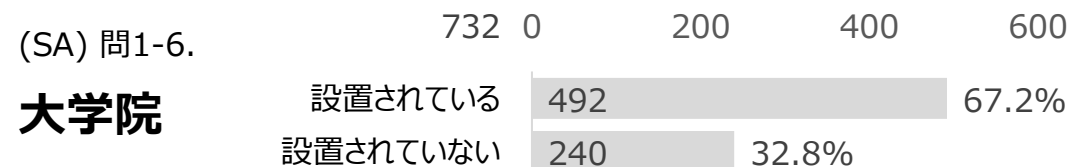
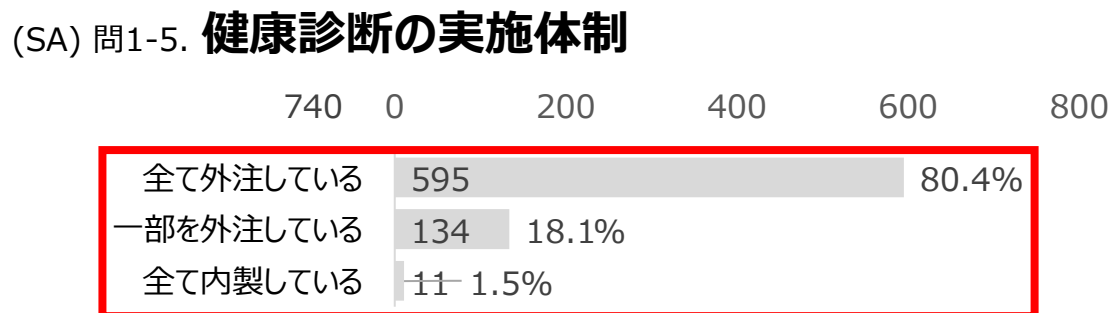
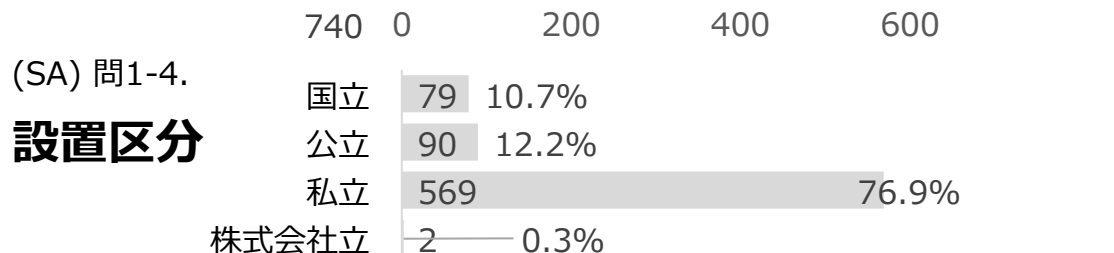
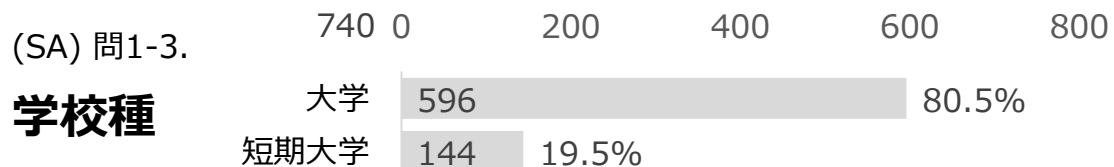
問1-8. 在学生の規模	回答校全体	データ化していない大学
500名以下	213 28.9%	45 65.2%
501名～1000名	118 16.0%	14 20.3%
1001名～3000名	201 27.3%	7 10.1%
3001名～5000名	68 9.2%	2 2.9%
5001名～10,000名	77 10.4%	1 1.4%
10,001名以上	60 8.1%	0 0.0%

*1: 健診の外注においては、外注した検査項目の結果が記録されたCSVファイルをCD-R等の媒体で納品するサービスが提供されていることが一般的です。

*2: 質問の対象である「データ化はしていない」と回答した大学69校における割合

② 調査の結果: 回答者について

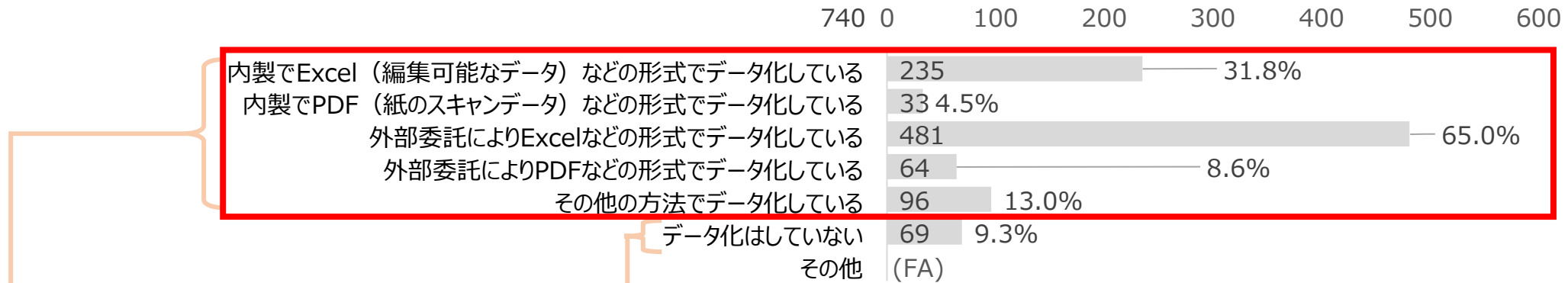
問1. **貴学**について教えてください。



② 調査の結果：健康診断結果の取扱状況 データ化の状況

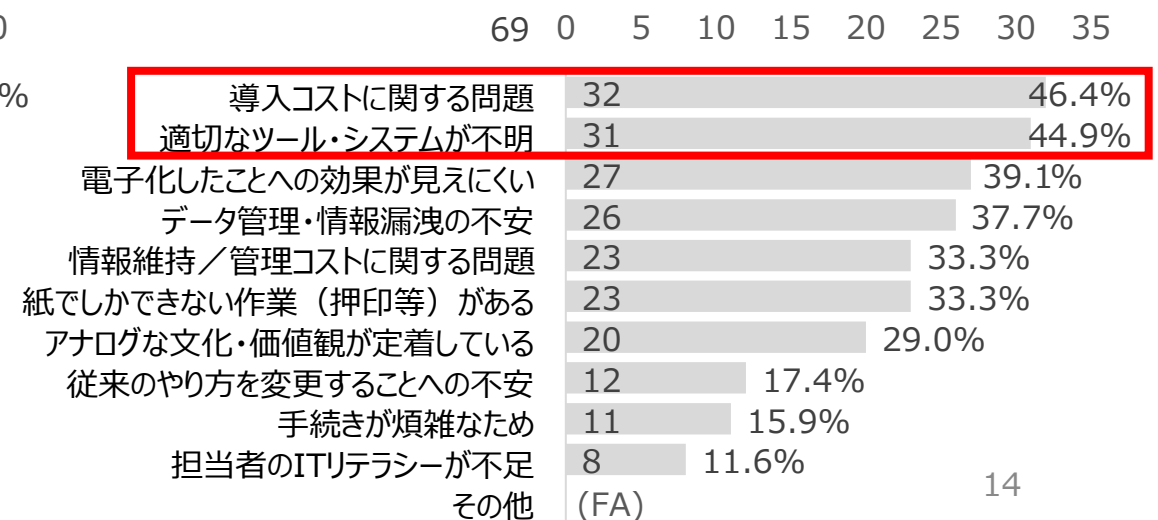
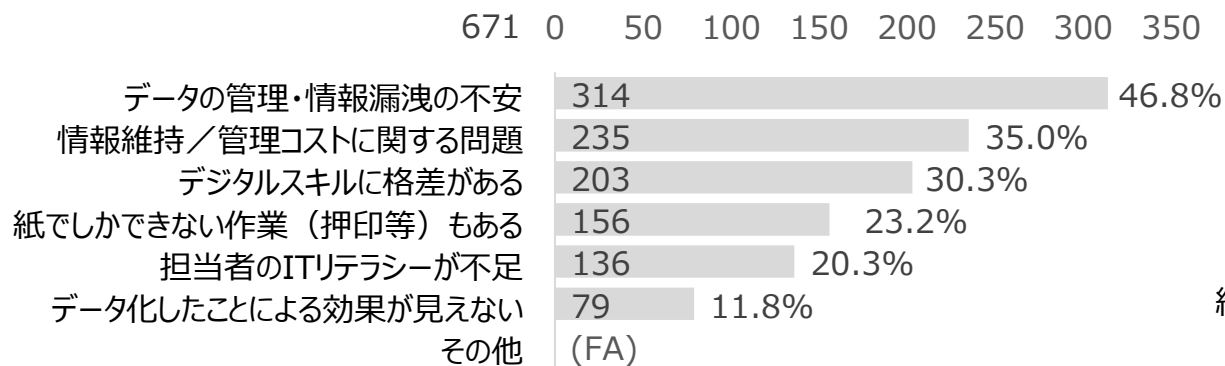
問7. PHRに関連して、**健康診断結果の取り扱い状況**についてお聞きします。

(MA) 問7-1. 健康診断の結果（情報）の**データ化の状況**として該当するものを全て選択してください。



(MA) 問7-1-1. **データ化している場合の課題**

(MA) 問7-1-2. **データ化していない理由**

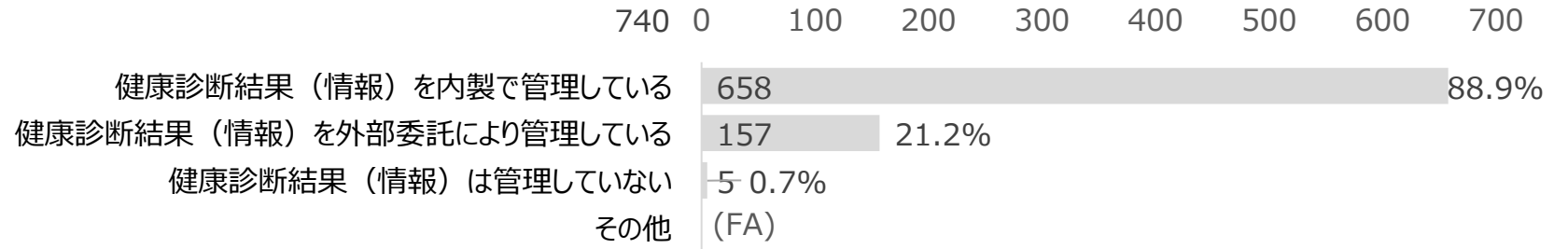


② 調査の結果：健康診断結果の取扱状況 管理・利活用・通知の方法

問7. PHRに関連して、**健康診断結果の取り扱い状況**についてお聞きします。

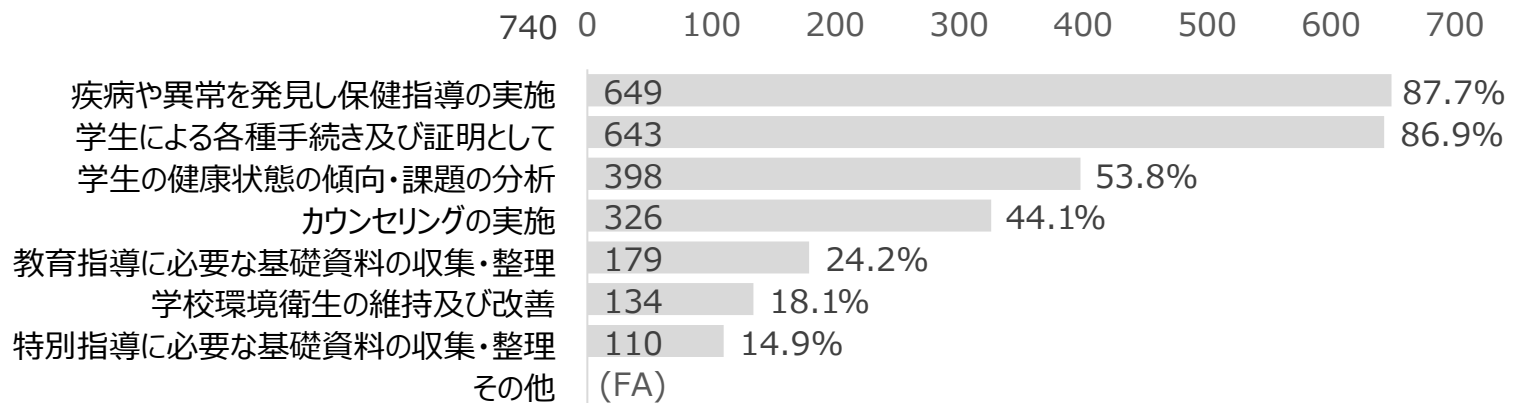
(MA) 問7-2.

健康診断の結果（情報）の**管理の状況**として該当するものを全て選択してください。



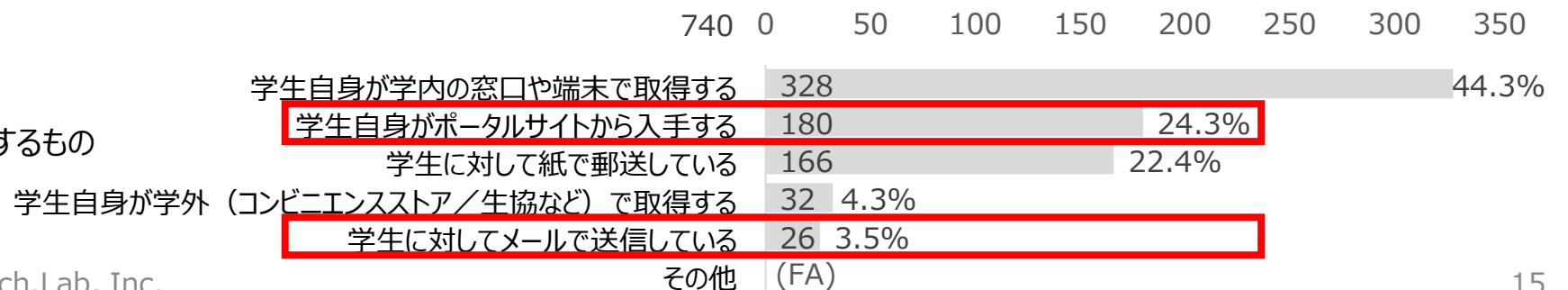
(MA) 問7-3.

健康診断の結果（情報）の**利活用**として該当するものを全て選択してください。



(MA) 問7-4.

健康診断の結果（情報）の**主な通知方法**として該当するものを全て選択してください。



② 学校の健康診断情報のデータ標準案について

教育データの効果的な利活用を推進するためには、データの種類や単位がサービス提供者や使用者ごとに異なるのではなく、相互に交換、蓄積、分析が可能となるように収集するデータの意味を揃えることが必要不可欠となります。

このため、文部科学省において、①データ内容の規格及び②技術的な規格を揃えること（データの標準化）が行われています。

本事業では、このうち、文部科学省が①として作成している学校の健康診断情報のデータ標準案について、**大学における健康診断実施時の利便性向上の観点から、各検査項目で所見を入力する際に使用する疾病名等の選択肢について、追加の必要性がないか、確認を行いました。**

なお、学校の健康診断情報のデータ標準は、健康診断票の参考様式に記載される情報が過不足なく入力できるものとして作成されるものです。このため、検査項目については、学校保健安全法施行規則第六条第一項に定める検査項目のみが対象となります。

※国が示す「データ標準」は、全ての学校種に共通のデータ標準であるため、大学において実施しない検査項目も含まれます。

※各大学で任意に加えて実施している検査項目は、国が示す「データ標準」には含まれません。
（各大学のシステムにおいて、必要に応じて追加するものです。

(参考資料) [文部科学省 教育データ標準：文部科学省](#)

- [教育データの標準化 \(PDF:2.7MB\)](#)
- (「活動情報」の例) [文部科学省教育データ標準3.0 \(活動情報\) \(2022年度\) \(Excel:324KB\)](#)

② 学校の健康診断情報のデータ標準案について 調査結果に照らして確認した結果

本事業の趣旨やデータ標準の位置付けを踏まえ、調査結果に照らして確認した結果は次の通りです。

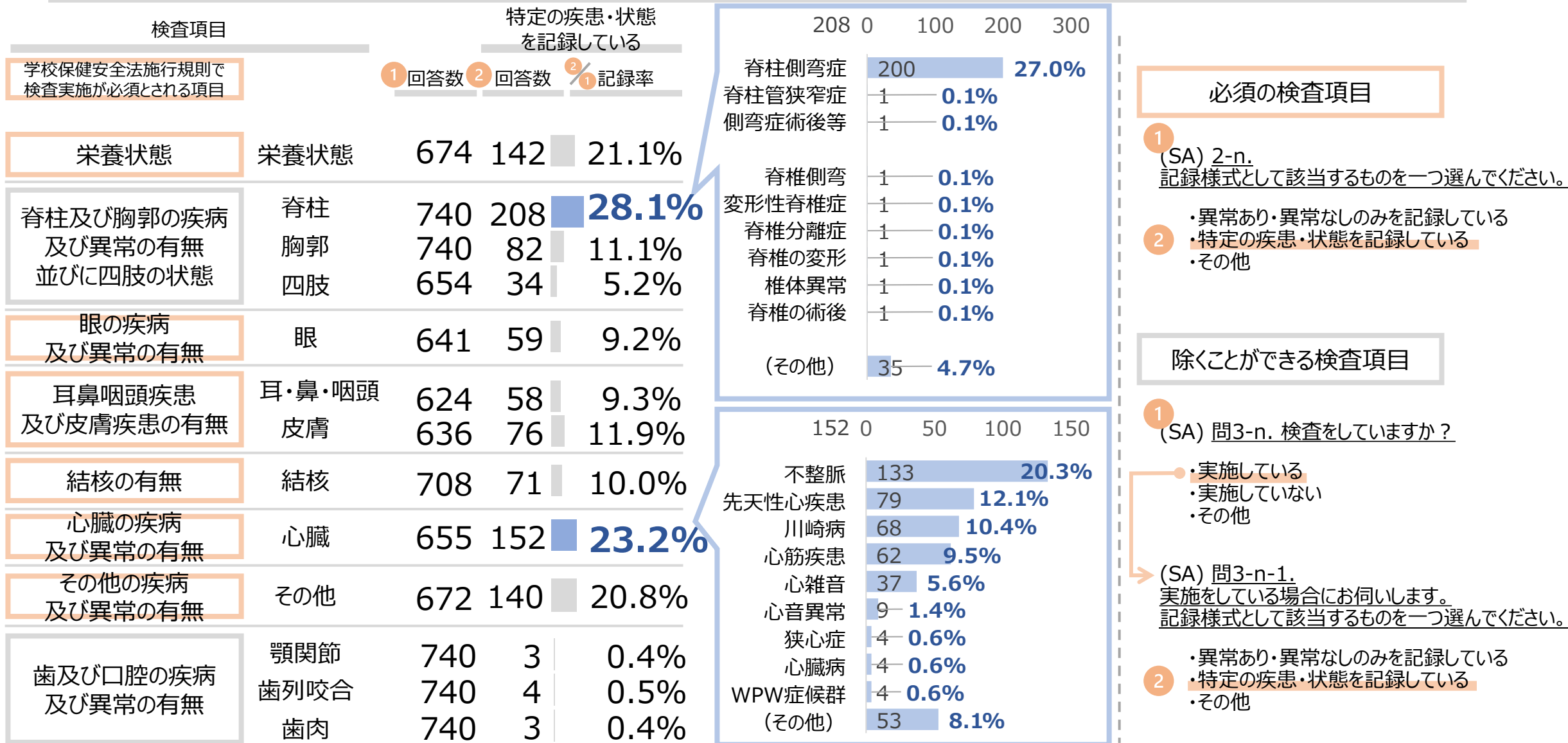
確認の 対象・観点	学校保健安全法施行規則第六条第一項に定める検査項目を対象に、実施時の利便性向上の観点から、各検査項目で所見を入力する際に使用する疾病名等の選択肢について追加の必要性がないかを確認するため、次頁の通りアンケート回答を集計しました。
アンケート 調査の結果	調査結果によると、特定の疾患名等が最も記録されている検査項目であっても、その割合は3割に満たない*ことが分かりました。この割合は（「異常の有無」に留まらず）何らかの疾病名等まで記録していること自体の割合です。 *具体的には、何らかの疾病名等が最も記録されている検査項目は「脊柱」であり、大学の28.1%が該当しました。その内96.2%の大学で「脊柱側弯症」が選択肢として採用されていました（つまり大学全体では27.0% = 28.1% x 96.2%）。
調査結果に 照らした確認	したがって、疾病名等ごとの記録の割合は更に小さくなることや、疾病名等によってはもとよりデータ標準として採用される見込みであるものもあることを踏まえると、 大学における健康診断実施時の利便性向上の観点からは、データ標準案に追加すべき疾病等は見受けられませんでした。

※前頁記載の通り、各大学で任意に加えて実施している検査項目は、国が示すデータ標準には含まれません。

これらの検査項目については、各大学が必要に応じてシステムへの追加等の対応を行います。

今後、データ標準を踏まえて大学独自の検査項目を補完するような標準化について、大学保健団体等で検討することも考えられます。

② 規則*に定める検査項目に対して特定の疾患・状態を記録している割合（問2,問3）



必須の検査項目

- (SA) 2-n. 記録様式として該当するものを一つ選んでください。
・異常あり・異常なしのみを記録している
- ・特定の疾患・状態を記録している
・その他

除くことができる検査項目

- (SA) 問3-n. 検査をしていますか？
・実施している
・実施していない
・その他
- (SA) 問3-n-1. 実施をしている場合にお伺いします。記録様式として該当するものを一つ選んでください。

- ・異常あり・異常なしのみを記録している
・特定の疾患・状態を記録している
・その他

総括

●導入について

学校健診PHRは政府方針に則って、PHRを進めるものの一環です。
生涯にわたるPHRの一翼を担うものとして大学保健の果たす役割は大きいと考えます。

大学として導入を進めるにあたっては、国による推進が求められており、まずは学校健診情報をマイナポータルを通じて本人へ提供することの実例を事業や支援を通して積み上げていくことが重要であると考えます。その中でPHRの広がりや意識の高まり、仕組みの整備等の動きと合わせて、学校健診PHRが実際活用されていくものと考えられます。

●運用方策について

学校健診PHRは大学においても仕組みとして成り立つことを確認しました。

ただし、大学が実運用するにあたっては実務負担を抑える等の工夫を求められる場合があります。大学は管理体制やシステム等が様々なため画一的な方法には収まらない点や課題が異なる部分があり、大学の状況に応じた対応が求められます。大学の既存の仕組み*を踏まえ、機械的な処理は簡易なシステムツール等で担いながら、対応可能であると考えられます。大学の情報化の一環として全体視点の中で位置付けて、保健管理担当のみならず、システム関係部署など各所が連携して取り組むことが重要です。

*学生数が多く、短期間に多くの健診業務に対応する必要があるため、外注環境や効率的な記録の仕組み化等が進んでいます。

総括 今後に向けて

●データ標準による効果的なPHRの実現

学校種や年次をまたいでデータを取り扱う等、効果的なPHRを実現する上で標準化はその礎となる重要な取り組みです。広く普及した標準がない大学において、大学にも導入しうる公的な標準を示すことは意義が大きいものと考えます。

本事業では、現在文部科学省で作成が進められている法定の検査項目を対象としたデータ標準は、大学においても利便性を大きく損なうことなく導入しうることを確認しました。

●大学の実態を踏まえたデータ標準の補完

一方、各大学で任意に加えて実施している検査項目は、国が示すデータ標準には含まれません。学生は身体的にも若年成人であることや大学ごとに検査項目等にばらつきがある*ことを踏まえ、今後、データ標準を踏まえて大学独自の項目を補完するような標準化について、大学保健団体や民間のPHR標準化団体等で検討することも考えられます。

*自立性が尊重される大学では学校健診についても（学校保健安全法に基づきながら）大学ごとに独自の発展を遂げており、検査項目、検査の方法や対象、記録様式等にばらつきがあります。

●本人による生涯にわたる利活用に向けて

閲覧だけではなく本人による管理・利活用することも見据えると、文書形式（PDF等）に加えて（標準化された）機械可読な形式（XML等）を併せて本人に返すことが求められると考えられます。

さらに、乳幼児健診や、学校健診に続くライフステージでの健康診断等、他の健診との接続にも留意し、民間PHRサービス等を通じて本人が生涯にわたり利活用することができる仕組みとなることが望ましいと言えます。